

岡崎市市民活動団体登録の手引き

市民活動団体登録制度、市民活動総合補償保険についての問合せ

岡崎市役所市民協働推進課(東庁舎2階)

電話:0564-23-6491 ファクス:0564-23-6667

Eメール:shiminkyodo@city.okazaki.lg.jp

市民活動に関する相談、市民活動情報、「おかざき市民活動情報ひろば」についての問合せ

りぶら市民活動センター(図書館交流プラザ内)

電話:0564-23-3114 ファクス:0564-23-3142

Eメール:libra_shikatsu@okazaki-lita.com

※各地域交流センター(北部・南部・西部・東部・六ツ美分館)も受け付けています。

はじめに

市民の皆さんが市内外で、様々な活動を行っている中で、団体の特技を活かして、広く市民社会一般に貢献をすることを目的として、活動している団体も少なくありません。

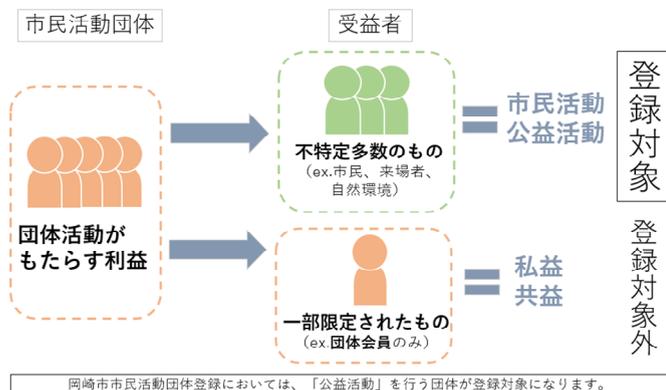
岡崎市は、このような“公益活動”を行っている団体に、活動をするうえで様々な支援をすることによって、皆さんのチカラによる、市や市民の皆さんのためになる活動を増やし、市全体の住みよいまちづくりにつなげていきたいと考えています。

1 (岡崎市での)市民活動団体とは？

不特定多数のものの利益の増進^{※1}に寄与する活動
または、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動^{※2}であって、次のいずれにも該当しない活動を行うことを主たる目的とする団体です。

- (ア) 営利^{※3}を目的とするもの
- (イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (ウ) 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (エ) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、指示し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (オ) 公の秩序又は、善良な風俗を乱すおそれがあるもの

※1 団体会員のみ、一部限定された人のみが利益を受ける団体活動は市民活動にあたりません。(図参照)
また、利益は人でない“もの”に及びこともあり得ます。



- ※2 町内会などの地縁活動を行う団体を指します。(この場合、市民活動団体登録は不要です)
- ※3 営利とは、活動で得た利益(余剰金)を構成員に分けることを指します。

2 「公益活動」とは

「公益」とは、“公共の利益”のことです。ある特定された人にとっての利益(私益・共益など)とは異なり、社会全体のための共通の利益を指します。

岡崎市では、次のとおり定義づけをしています。

- (1) 広く市民社会一般の利益のための活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)またはそれに準ずる非営利活動団体が行うもの
- (2) 主目的・活動が「特定非営利活動促進法 別表」に掲げる分野*であること
- (3) (2)について、過去の実績で明らかにできるもの

- ※「特定非営利活動促進法 別表」で定める活動分野
- ・ 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ・ 社会教育の推進を図る活動
 - ・ まちづくりの推進を図る活動
 - ・ 観光の振興を図る活動
 - ・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ・ 環境の保全を図る活動
 - ・ 災害救護活動
 - ・ 地域安全活動
 - ・ 人権擁護又は平和の推進を図る活動
 - ・ 国際協力の活動
 - ・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ・ 子どもの健全育成を図る活動
 - ・ 情報化社会の発展を図る活動
 - ・ 科学技術の振興を図る活動
 - ・ 経済活動の活性化を図る活動
 - ・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ・ 消費者の保護を図る活動
 - ・ NPO団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ・ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

3 公益活動にあたらぬ活動

市民活動団体としての登録要件を満たした団体が行う活動であっても、次の活動は公益活動には含まれません。

- ・ 会員の日頃の成果を発揮するための活動・その練習(発表会、展示会、大会参加など)
- ・ 教養の向上のための勉強会、学習会
- ・ 家元制や流派による活動
- ・ 会員同士の親睦活動や特定者の利益のための活動
- ・ 活動で得た利益や資産を構成員に分ける活動
- ・ 労働の対価としての賃金があまりにも高額な活動

4 市民活動団体登録をするための要件

1で示す市民活動団体のうち、一定の要件を満たした団体は、市に登録することができます。

- ・ 市内を中心に公益活動を登録申請前1年間継続して実施していること
- ・ 団体の規約または会則の中で「公益」を活動目的とすると定められていること
- ・ 構成員(会の中で意思決定ができる(=議決権がある

人))が5名以上いること

- ・ 構成員の中の1名以上が岡崎市民であること
- ・ 入退会するための条件※がないこと

※入退会するとは、構成員になる・辞すること
条件が課せられている例

「〇〇地区に居住する者のみ入会できる」

「△△の資格を有する者のみ入会できる」

「入退会するために高額な入退会費の支払いを求める」

入会届・退会届の提出など、事務上必要とする手続きは
“条件”にはあたりません。

- ・ 宗教活動、政治上の主義の推進・指示・反対活動を
主目的としていないこと
- ・ 営利活動、特定の公職(候補者を含む)や政党を推薦・
支持する活動、公序良俗に問題がある活動でないこと

5 登録市民活動団体が受けられる支援

●団体情報のPR

団体活動の様子やイベント開催のお知らせ、ボランティア募集などの情報を、ホームページ(おかざき市民活動情報ひろば※)などで広報することができます。

※「おかざき市民活動情報ひろば」は、団体が記事を作成し、情報発信できるサイトです。アクセス方法は、「7 参考ページ等」をご確認ください。

●市民活動総合補償保険の適用対象になります

市民活動団体が、公益活動中にケガをした場合や、他人の身体や財物に損害を与えた場合に備えて、市が保険に加入しています。

☆保険適用のためには、条件(収益事業ではない、無報酬の活動など)があります。詳しくは、最新のリーフレット「市民活動総合補償保険のご案内」や市ホームページをご確認ください。

●市民活動拠点施設が団体料金で使用できます

市民活動拠点施設(図書館交流プラザ、地域交流センター5館)、額田センター(こもれびかん)の活動室や会議室を、市に登録した分野の公益活動を実施するために使用する場合、団体料金が適用されます。

6 市民活動団体をお願いしていること

登録市民活動団体への支援は、市民の皆さんの貴重な税金を投入して行っています。そのため、どのような団体が登録され、どのような活動が行われているか市民の皆さんがいつでも確認できるようにしています。

●団体の情報・活動内容を公開します

申請書に記載された内容は、「おかざき市民活動情報ひろば」や窓口などで原則全て公開されます。登録内容に変更がある場合は速やかに報告する必要があります。

代表者・事務局の連絡先が変更したら

変更届の提出が必要です。

団体名・主な活動分野が変更したら

変更届に加え、新しい会則(規約)の提出が必要です。

その他の情報が変更したら

「おかざき市民活動情報ひろば」の更新をお願いします。

●活動報告をしてください

年1回「公益活動報告書」の提出を義務付けています。提出された報告書は、「おかざき市民活動情報ひろば」で公開されます。また、報告書が提出されない団体は、登録の取り消し対象になります。

☆市民活動団体登録の申請が承認されてからも、公益活動が十分にされていないと判断される場合、市からの聞き取り確認や、登録の取り消しを行うことがあります。

7 参考ページ等

◎ おかざき市民活動情報ひろば

<https://okazaki.genki365.net/>



<以下、岡崎市ホームページ>

QRコードを読み取るか、「サイト内検索」で、ページの名称を入力し検索するとご覧になれます。

市民活動団体登録の手引



市民活動団体関係届出書類



市民活動総合補償保険



市民協働推進課



8 市民活動団体申請から承認までの流れ

① 申請書類を窓口に提出する

必要書類	注意事項
市民活動団体登録申請書	活動目的は、会則(規約)に記載するものと意味が合うように記載してください。
市民活動団体状況票	<ul style="list-style-type: none">事務局の連絡先は原則公開されます。「市民活動センターへ問合せ」を選択された場合、ホームページ上での公開はしませんが、市民の方から問合せがあった場合、窓口でお答えします。常時会員募集をしていることが必須条件です。活動、事業内容、団体PRに記載した内容は「おかざき市民活動情報ひろば」に掲載します。会費など、会則(規約)に記載する内容と一致するようにしてください。
構成員名簿 ※任意様式	構成員※の役職・氏名・住所(町名まで)が記載されているもの ※構成員とは、継続的に会に参加し、会の運営に携わっている人(役員や世話役など、会則などで定める議決権がある人)を指します。 未成年者が構成員となる場合は、必ず保護者の同意を得てください。
会則(規約など) ※任意様式	会則例は市ホームページで提示しています。
公益活動報告書<新規登録団体>	申請前の1年間で継続的に公益活動が実施されていることを確認します。 ☆団体や団体会員にとっての成果を記載される団体が散見されます。岡崎市(広く市民社会一般)に何をもちたることができたかを記載してください。
公益活動報告書チェックリスト	公益活動報告書に記載した活動実績が公益活動であるか自己チェックしてください。

提出窓口(市内6か所)

◇りぶら市民活動センター(図書館交流プラザ内)

◇各地域交流センター(北部・南部・西部・東部・六ツ美分館)

② 申請内容の審査

・市民活動センターが団体へのヒアリング・1次審査を行い、市民協働推進課が2次審査します。

・再提出を求める場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

③ 結果連絡(申請窓口)

◆承認する場合

⇒窓口で承認書のお渡し、登録手続き、市民活動情報ひろばの(ホームページ)ログイン方法の案内などを行います。なお、登録日は承認書の交付日とします。

◆不承認の場合

⇒登録ができない理由を窓口でご説明します。

記載内容や運営方法を整えて、後日再提出することも可能です。